

# 国民投票の流れ

## 憲法改正の発議

法律で定める一定数（衆議院 100 人以上、参議院 50 人以上）の国会議員の賛成により、憲法改正原案が発議されます。



## 憲法審査会での審査

衆議院憲法審査会及び参議院憲法審査会で審議されます。



## 本会議での可決

衆議院本会議及び参議院本会議においてそれぞれ総議員 3 分の 2 以上の賛成で可決されます。



## 国民投票期日の決定

憲法改正の発議をした日から起算して 60 日以後 180 日以内において、国会の議決した期日に国民投票が行われます。

60 日～  
180 日



## 広報周知（国民投票広報協議会）

- ・国民投票広報協議会（各議院から委員を 10 人ずつ選任）を設置し、憲法改正案の広報等を行う。
- ・総務大臣、選挙管理委員会は国民投票の方法等の周知を行う。



## 国民投票運動



## 期日前投票等の開始

国民投票の期日前 14 日に当たる日から開始されます。



## 投票



## 開票

賛成の投票の数が投票総数の 2 分の 1 を超えた場合は、国民の承認があったものとなります。



## 結果を官報で告示